

愛知県立大学インターナショナル・オフィス規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人組織規則第4条に規定するインターナショナル・オフィスに配置する教職員及び設置する委員会に関する基本的な事項について定めるものとする。

(室付教員)

第2条 学長は、インターナショナル・オフィスの運営に必要であると判断した場合は、インターナショナル・オフィス長（以下「室長」という。）と協議の上、2名まで室付教員を置くことができる。

- 2 室付教員は、学長及び室長の命を受け、室に関する業務を行う。
- 3 室付教員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。また、任期の途中で室付教員が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐教員)

第3条 学長は、インターナショナル・オフィスの運営に必要であると判断した場合、室長と協議の上、室長補佐教員を置くことができる。

- 2 室長補佐教員は、室長の命を受け、室長の職務を補佐する。
- 3 室長補佐教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。また、任期の途中で室長補佐教員が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期付教員)

第4条 インターナショナル・オフィスに、愛知県公立大学法人教職員就業規則第3条第2項に規定する国際共修コーディネーター教員を置く。

(インターナショナル・オフィス会議)

第5条 インターナショナル・オフィスの業務を円滑に運営するため、インターナショナル・オフィス会議を置き、議長は室長をもって充てる。

- 2 会議は室長が召集する。

(委員会)

第6条 業務に係る重要な事項について審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 留学支援委員会
 - (2) 国際共修委員会
- 2 前項に規定する委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほかインターナショナル・オフィスの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 愛知県立大学グローバル実践教育推進室規程は、令和8年3月31日をもって廃止する。